

新司法試験における短答式試験及び口述試験の実施について

1 検討を要する事項

新司法試験において短答式試験及び口述試験を実施するかどうかにつき、更に検討を要するものと考えられる。

これまでの「意見の整理(案)」においては、「短答式試験及び口述試験については、必要と認められた場合に実施することができることとし、最終的には新委員会に諮った上で決定することとする」とされたところであるが、受験者(特に当初の法科大学院修了者)への周知や司法修習の開始時期を確定する必要性等を考慮すれば、本年秋にも予定される関連法案提出の段階において、短答式試験及び口述試験の実施について規定しておくことが望ましい。

2 問題点

毎年の法科大学院の修了者数を5千～7千人と仮定すれば、3回の受験回数制限を行っても、毎年の新司法試験の受験者総数は、1万1千～1万7千人程度にのぼるものと見込まれる。

これらの受験者に対し、短答式試験による段階的選抜を行わず、口述試験を実施することとする場合には、論文式試験答案の審査や口述試験の実施に要する期間等の関係から、論文式試験の合格発表(本年度は10月11日)及び最終合格発表(本年度は11月13日)が現在よりも遅くなり、これに加えて司法修習生受入れのための準備期間(現在は4か月程度)を考慮すれば、状況次第では、翌年4月に司法修習を開始することが困難となる事態に至るおそれもある。

(注) 毎年の法科大学院の修了者数を3千5百人と仮定し、3回の受験回数制限を行うものとするれば、毎年の新司法試験の受験者総数は、6千2百人程度となるものと見込まれる。なお、平成13年度の論文式試験受験者数は6,596人、口述試験受験者数は1,086人であった。

(平成14年度司法試験第二次試験の日程)

- ・短答式試験：5月12日
- ・短答式試験の合格発表：6月5日
- ・論文式試験：7月20日～21日
- ・論文式試験の合格発表：10月11日
- ・口述試験：10月26日～30日
- ・最終合格発表：11月13日

司法修習の開始時期は、平成15年4月

3 考え得る案

(A案)

短答式試験による段階的選抜(論文式試験は短答式試験の合格者について行うものとする)を実施することができることとした上、口述試験も実施することとする。

口述試験を実施することから、最終合格発表が秋以降となり、司法修習の開始時期が翌年4月以降になるおそれがある。

(B案)

短答式試験による段階的選抜を実施することができることとした上、口述試験は実施しないこととする。

毎年9月ころまでに最終合格発表を行うことが可能となり、司法修習の開始時期を早めることも可能となる。

(C案)

短答式試験を実施せず又は短答式試験による段階的選抜を実施しないこととした上、口述試験も実施しないこととする。

受験者総数が比較的少ない場合には、B案と同様の長所があるが、受験者総数が極めて多数となった場合には、論文式試験答案の審査に支障を来し、最終合格発表が遅くなるなどの不都合が生じるおそれがある。